

I 基本方針

公益社団法人東京労働基準協会連合会（以下「当連合会」という。）は、一昨年より検討を進めてきた都内の各地区労働基準協会との組織及び業務の見直しについて一定の結論を出し、平成28年4月1日より、中央、上野、足立荒川、江戸川、立川、青梅及び三鷹の各地区労働基準協会との組織統合を実施し、平成28年度の業務の推進に向けた取組を進める。上記の8団体が一体となって、新生（公社）東基連としてさらに公益事業の積極的な推進に取り組むこととする。

第1に、労使の意識高揚・啓発事業としての労働条件の確保・改善対策、労働災害防止・健康確保対策については、東京労働局、各労働基準監督署、各地区労働基準協会、労働災害防止団体及び東京産業保健総合支援センターとさらに連携・協力して積極的に取り組むこととする。

とりわけ、長期5カ年計画である第12次労働災害防止計画については、その目標達成に向け、Safe Work TOKYOの旗印のもとに、東京産業安全衛生大会、産業保健フォーラムをはじめとする各種事業の推進に積極的に取り組むこととする。

また、東京衛生管理者協議会や中央労働災害防止協会、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会と連携し、全国産業安全衛生大会をはじめ、労働関係の各種事業の推進に取り組むこととする。

第2に、登録教習機関として行う各種技能講習・安全衛生推進者等養成講習を確実に実施するほか、特別教育等の法定教育、職長教育等その他の安全衛生教育を確実に実施することにより、労働安全衛生法等の普及促進に努める。

また、各支部並びに各地区労働基準協会等とも連携し、一般労働条件対策、労働災害防止や健康保持増進対策等の普及等を目的とした移動講座による講習会や法改正の説明会を、地域のニーズに応じて広域又はブロックにおいて企画開催し、労働関係法令等の普及促進を図ることとする。

第3に、広報、書籍・用品の販売、施設の貸与や会員向けの研修会、情報交換会等の収益事業の推進により、公益社団としての安定した財政基盤の確立を図り、会員事業場はもとより都内の事業場や労働者に対する公益事業の推進に寄与することに努める。

II 個別事業について

1 公益事業

(1) 労使の意識の高揚・啓発

イ 第13回東京産業安全衛生大会の開催

第12次労働災害防止計画の重点施策の普及促進を図り、労働災害の大幅な減少と健康確保対策の普及促進を目的に、平成28年7月2日に、東京労働局、各労働基準監督署及び各地区労働基準協会と共催で、日本教育会館「一ツ橋ホール」にて実施する。

ロ 第21回 産業保健フォーラムIN TOKYO 2016の開催

健康確保、健康保持増進対策の普及促進を目的に、東京労働局、東京産業保健総合支援センター及び各地区労働基準協会と共催で、10月13日に「船堀タワーホール（江戸川区）」において開催する。

ハ 全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会

労働災害防止対策や健康確保対策の普及促進を目的に、各労働基準監督署と各支部が連携し、それぞれ管内の事業場を対象に各週間の準備月間中の6月及び9月に開催する。また、各支部は、説明会に併せて、労務・安全講習を実施する。

ニ 「私の安全宣言」の取組

第12次東京労働局労働災害防止計画の一環として「私の安全宣言」に関する優秀作品の選定発表、表彰等に取り組む。

ホ 第75回全国産業安全衛生大会2016 IN 仙台 への参加協力

中央労働災害防止協会主催により10月に仙台市での開催が予定されていることから、東京労働局、各労働基準監督署、各地区労働基準協会及び労働災害防止団体等に協力を求め、この参加勸奨に努める。

ヘ 労働災害防止大会

各支部は、所轄の労働基準監督署や労働災害防止関係団体と連携し、安全週間、労働衛生週間及び年末年始等の時期に、労働災害防止大会を開催し、労働災害の大幅な減少と健康確保対策の普及促進を図るとともに、安全衛生管理優良事業場に対し表彰等を行う。

(2) 労働災害防止と健康保持増進対策

イ 東京衛生管理者協議会

会員の自主的な運営を中心に、年2回の研修会の充実を図る。特に、改正された労働安全衛生法の施行を踏まえ、ストレスチェック制度の活用によるメンタルヘルス対策、過重労働対策、受動喫煙防止対策等の普及促進に努める。

ロ (公社) 東基連 産業医会

東京産業保健総合支援センターと共催で、(公社) 東基連産業医会の研修会を開催し、健康確保対策、メンタルヘルス対策等の普及促進を図り、産業保健活動の活性化、健康づくり対策を支援する。

ハ リスクアセスメント、メンタルヘルス対策の普及促進

安全教育研究会やメンタルヘルス推進養成講習等により、リスクアセスメント対策、ストレスチェック制度の活用によるメンタルヘルス対策等の普及促進を図る。

ニ 安全教育研究会、労働衛生教育研究会の開催

株式会社PRCとの共催により、全国安全週間及び全国労働衛生週間の各準備期間中に、安全教育研究会、労働衛生教育研究会として講習を実施する。

(3) 安全衛生教育事業

平成28年度は、労働安全衛生法の普及促進のため、登録教習機関として行う技能講習や安全衛生推進者講習、特別教育、その他の安全衛生教育及び免許試験受験準備講習等の充実を図る。

組織統合によりこれまで中央、立川、青梅、三鷹各地区労働基準協会で行っていた技能講習等の登録講習、特別教育等についても、(公社)東基連として実施しその充実を図る。

中央支部は、修了証システムを設置し、技能講習、安全衛生(衛生)推進者講習等を中心に修了者に対する修了カードの発行、管理を中央支部として実施する。

また、多摩地区(立川・青梅・三鷹支部及び八王子協会)については、立川支部に修了証システムを設置し、安全・衛生関係の技能講習、安全衛生推進者講習や特別教育、その他の安全衛生教育等の修了者に対する修了カードの発行、管理を多摩地区支部として一括して処理する。

イ 東京安全衛生研修センター(江戸川区)における実施計画

① 技能講習(安全関係10科目)

フォークリフト運転(11時間、31時間コース)、玉掛け、ガス溶接、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、プレス機械、乾燥設備、はい作業及び木工機械

② 技能講習(衛生関係5科目)

酸欠・硫化水素作業主任者、有機溶剤、特化、石綿及び鉛作業主任者

③ 特別教育(7科目)

自由研削砥石、アーク溶接、高所作業者(10m未満)、低圧電気、高圧・特別高圧、粉じん、ダイオキシン

④ その他の安全衛生教育(登録講習を含む、7科目)

携帯用丸のこ盤、職長教育、安全衛生推進者、衛生推進者、安全管理者選任時研修、(安全)衛生管理者能力向上、KYT研修

⑤ 受験準備講習(4科目)

衛生管理者(1種、2種、特例)、X線作業主任者
衛生管理教程は引き続き改定発行する。

東京安全衛生研修センターでは、上記の講習等34科目324回を予定している。

ロ 中央支部は、技能講習として、酸欠、有機、石綿作業主任者講習の3科目8回を、また、特別教育として酸欠、除染教育2回を実施予定している。

その他の法定教育として安全衛生推進者講習等2科目10回、その他の安全教育として安全管理者選任時教育・職長教育等6科目14回を実施予定している。

ハ 立川支部は、技能講習としてフォークリフト運転等は7科目19回、特別教育としてアーク溶接業務等の3科目5回、登録・法定講習として安全衛生推進者等の2科目11回（共催を含む）、その他安全衛生教育として安全管理者選任時研修・職長等安全衛生教育や衛生管理者試験受験準備講習等の3科目10回を予定している。

ニ 青梅支部は、技能講習としてフォークリフト運転等2科目6回、特別教育として動力プレス機械・金型調整を1回、法定講習として安全衛生推進者養成講習等2科目2回、その他の安全衛生教育として安全管理者選任時研修、職長教育、KYT入門講習等4科目6回、及び三多摩地区共催での衛生関係作業主任者技能講習として、有機溶剤、酸欠等4科目5回を予定している。

ホ 三鷹支部は、新宿労働基準協会及び立川支部との共催で石綿作業主任者技能講習を1回予定している。登録・法定講習としては、安全衛生推進者等養成講習、安全管理者選任時講習を各1回予定しており、同様に新宿協会、立川支部との共催で上記講習を3回予定している。

また、同様に新宿協会、立川支部と共催で衛生推進者養成講習6回、安全管理者選任時講習3回を予定している。

さらに、職長教育、衛生管理者受験準備講習も新宿協会、立川支部と共催で4回予定している。

その他、雇い入れ時安全衛生教育講習、道路貨物運送業労務安全衛生管理講習を予定している。

(4) 労働関係法令、労働災害防止及び健康保持増進対策等の普及のための取組

イ 労務関係実務講座

合併後の取組として、27年度より実施している広域講習に加えて、ブロック講習を実施する。

広域講習としては、(公社)東基連ベーシック(広域無料講習)と(公社)東基連プレミアム(広域有料講習)を企画実施する。

東基連ベーシックとしては、改正労働基準法説明会、ストレスチェック実務セミナー、有期雇用に関する無期転換ルール対応セミナー、トップセミナー(事

業主対象のセミナー)を各四半期に各ブロックの4会場で実施する。

東基連プレミアムとしては、労働者派遣制度への適切な対応、就業規則改正をテーマとした講習会を実施する。

ロ 各地域のニーズに応じて実施するブロック講習の予定は次のとおりである。

① リスクアセスメント実務講習会

中央支部1回、新宿協会・立川・三鷹支部共催で2回予定

② 労務関係実務講座(セミナー)

中央支部1回、新宿協会・立川・三鷹支部共催で6回予定

上野支部として、新入社員等安全衛生教育講習、安全管理セミナー、労務管理セミナーを予定

足立荒川支部として、新入社員安全衛生教育、メンタルヘルス講習会、危険予知訓練研修会を予定

江戸川支部は、亀戸協会と共催で、雇入れ時安全衛生教育研修、雇用保険・社会保険関係実務研修、労基法セミナー及びKYT研修を各2回予定。

青梅支部は、新入社員安全衛生教育、労働安全衛生関係講習会を4回予定

③ 労災保険給付実務講習会

新宿協会・立川・三鷹支部共催で1回予定

上野支部として1回予定

足立荒川支部として1回予定

亀戸協会・江戸川支部共催で2回予定

④ メンタルヘルス推進者養成講習

中央支部が雇入れ時の安全教育に合わせて2回実施予定。

⑤ 中央支部は、人事労務講習等として、労働基準法、社会保険関係及びセクハラ・パワハラ等の人事労務講習を11科目15回予定している。

ハ 労務管理研究会

産業構造や就労形態の多様化や労働関係法制の改正等により、企業における労務関係の課題はますます増加している。このような現状を踏まえ、人事労務担当者の知識向上と情報交換の場として当連合会内に労務管理研究会(仮称)を平成28年度内に設置し、幹事会で運営し会員ほか一般事業場にも呼びかける形(衛生管理者協議会方式)で、労基法、労働関係法令の講習会等を開催し、相互の情報交換や連携の促進を図る。

(5) 受託事業

イ 平成28年度専門家派遣・相談支援事業

東京労働局から委託を受けた場合に、平成28年度専門家派遣・相談等支援事業等(東京都に限る)の推進に取り組み、最低賃金を始めとする労働条件関

係の相談業務や関係法令の普及促進に努める。

(6) その他

イ 広報

年12回会報「東基連」を発行する。中央支部は、会報「東基連」に毎回「支部だより」を掲載する。その他の各支部も「支部だより」を掲載するとともに、必要に応じて別途「支部会報」を発行する。

その他、HPの充実、各支部との連携を図る。

2 収益事業

(1) 収1事業（広報、出版、書籍・用品の販売、施設・設備機器の貸与の事業）

イ 広報 会報への広告掲載、HPへの広告・案内等の掲載。

ロ 書籍出版・用品販売の事業

「労災保険給付の手続き(改訂版)」の発行、販売

ハ 施設・設備機器貸与の事業

「中労基協ビル」事務スペースの民間への貸与、講習用教室・会議室の貸与、東京安全衛生研修センターの講習用教室等の貸与

ニ 健康診断受診斡旋

健診機関と提携し、各地区協会管内の事業場に対する健康診断受診の斡旋。

(2) 収2事業（他団体への協力事業）

イ 労働安全衛生法に基づく出張試験への協力

関東安全衛生技術センターが実施する東京地区出張特別試験への協力を図る。

ロ 中災防への協力事業

中災防からの委託事業として、その事業活動の周知広報や全国産業安全衛生大会の参加勧奨を実施する。

また、中災防が実施する「中小企業無災害記録証」に取り組む。

ハ 全其連への協力事業

(公社)全国労働関係団体連合会東京都支部として、全基連が委託を受けた新規起業就業環境整備事業等への取組を進める。

また、介護事業場就業環境整備事業、受動喫煙防止対策等への取組も進める。

ニ その他

(3) 収3事業（労働保険事務組合事業）

中央、三鷹各地区労働基準協会から当連合会への円滑な委託替え手続を踏まえ、適正で確実な業務処理を行う。また、会報やホームページ等により労働保険制度や事務組合制度の周知と委託事業場の拡大に努める。

Ⅲ 共益目的事業（会員の研修、相互交流の事業）

1 会員に対するサービス

各種講習会・セミナーの開催とその受講料の割引

東京安全衛生研修センターで実施する安全衛生教育（技能講習・安全衛生（衛生）推進者講習を除く。）に対する会員割引

会報「東基連」の配布

2 会議等

イ 支部事務局長会議を隔月で開催

ロ 各地区労働基準協会連絡協議会
年2回開催。局との情報交換。

ハ 新春賀詞交換会

各支部において開催。

ニ その他

各支部における幹事会、部会等は、支部規程、支部会則により定例で実施。

3 優良事業場見学会

本部及び各支部でそれぞれに実施予定。

また、上野・足立荒川支部と王子協会は、共催で実施予定。

Ⅳ その他法人関係

1 広報 会報「東基連」の定期発行（毎月）、各支部「会報」の随時発行。

2 会員拡大 本部及び各支部において、新規加入事業場の勧奨を図る。

3 その他行事予定 予定表（別紙「平成28年度 本部・支部行事予定表」）のとおり。